

テス・エンジニアリング株式会社

電気需給約款【高圧・特別高圧】 新旧対照表

現行	変更後
<p>2. 定義</p> <p>(20)消費税等相当額</p> <p>消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、消費税率が引き上げられた場合、7(電気需給契約の成立および契約期間)に定める電気需給契約の有効期間中の消費税率は、当該電気需給契約の有効期間を月割し、対応する消費税率を適用するものとします。また、消費税率にかかる法令改正等がある場合、法令適用開始日以降の契約期間分に対応する料金には、改正後の法令の取り扱いに則った消費税率を適用するものとします。</p>	<p>2. 定義</p> <p>(20)消費税等相当額</p> <p>消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、消費税率が引き上げられた場合、7(電気需給契約の成立および契約期間)に定める電気需給契約の有効期間中の消費税率は、当該電気需給契約の有効期間を月割し、対応する消費税率を適用するものとします。また、消費税率にかかる法令改正等がある場合、法令適用開始日以降の契約期間分に対応する料金には、改正後の法令の取り扱いに則った消費税率を適用するものとします。</p> <p>(21)休日等</p> <p><u>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、</u> <u>北海道電力管内・東京電力管内・中部電力管内・関西電力管内・四国電力管内・九州電力管内は1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日を休日等とします。</u> <u>東北電力管内は1月2日・3日・4日、4月30日、5月1日・2日、12月・29日・30日・31日を休日等とします。</u> <u>北陸電力管内・中国電力管内は1月2日・3日・4日、5月1日・2日、12月30日・31日を休日等とします。</u></p> <p>(22)昼間時間</p>

<p>15. 特別高圧電力</p> <p>(3) 契約電力</p> <p>契約電力は、別紙 1（本契約における定義その他定める事項）1 に定めます。</p>	<p><u>毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、休日等に定める日の該当する時間を除きます。</u></p> <p><u>(23)夜間時間</u></p> <p><u>昼間時間以外の時間をいいます。</u></p> <p><u>(24)平日</u></p> <p><u>休日等に定める日を除く日とします。</u></p> <p><u>(25)ピーク時間</u></p> <p><u>夏季の午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。</u></p> <p><u>(26)契約電力</u></p> <p>① <u>契約電力が 500 キロワット以上の場合(協議制)</u></p> <p><u>契約電力は使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</u></p> <p>② <u>契約電力が 500 キロワット未満の場合(実量制)</u></p> <p><u>各月の契約電力は、原則として(契約変更等の異動等がない場合)その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</u></p> <p>③ <u>契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力を①によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、②によって定めます。</u></p> <p>15. 特別高圧電力</p> <p>(3) 契約電力</p> <p>契約電力は、<u>2（定義）(26)に準じて定めます。</u></p>
--	--

<p>16. 高圧電力</p> <p>(3) 契約電力</p> <p>契約電力は、別紙 1（本契約における定義その他定める事項）1 に定めます。</p> <p>26.料金その他の支払方法</p> <p>(1)料金については毎月、その他についてはそのつど、イまたはロによりお支払いいただきます。</p> <p>イ 別紙 1（本契約における定義その他定める事項）2 に定める料金等のお支払のための金融機関の該当口座より自動引落としする方法（ただし当社が別途指定する場合は除きます。）。なお、振込手数料は当社が負担いたします。</p> <p>ロ 当社が指定した金融機関等を通じて、お客さまが当社の指定するクレジット会社またはクレジット決済を代行する会社（以下「クレジット会社」といいます。）との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法</p> <p>(2)お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、25（料金の支払義務および支払期日）(3)に定めた期日に料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき</p> <p>(3)イまたはロによる支払いがなされなかった場</p>	<p>16. 高圧電力</p> <p>(3) 契約電力</p> <p>契約電力は、<u>2（定義）(26)</u>に準じて定めます。</p> <p>26.料金その他の支払方法</p> <p>(1)料金については毎月、その他についてはそのつど、<u>イ・ロまたはハ</u>によりお支払いいただきます。</p> <p>イ 別紙 1（本契約における定義その他定める事項）2に定める料金等のお支払のための金融機関の該当口座より自動引落としする方法（ただし当社が別途指定する場合は除きます。）。なお、振込手数料は当社が負担いたします。</p> <p>ロ 当社が指定した金融機関等を通じて、お客さまが当社の指定するクレジット会社またはクレジット決済を代行する会社（以下「クレジット会社」といいます。）との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法。</p> <p><u>ハ 当社が指定した金融機関等にお振込みする方法。なお、振込手数料はお客さま負担いたします。</u></p> <p>(2)お客さまが料金を(1)<u>イ・ロまたはハ</u>により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、25（料金の支払義務および支払期日）(3)に定めた期日に料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき</p> <p><u>ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金は当社が指定した金融機関等に振り込まれたとき</u></p> <p>(3)イ・<u>ロまたはハ</u>による支払いがなされなかった場</p>
--	---

合には、当社が請求情報および支払方法を書面、電磁的方法ほか当社が適切と判断する方法を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払う方法によりお振込みいただきます。また、この時、お振込手数料はお客さまのご負担となります。当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

40. 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、当社との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

別紙 1

本契約における定義その他定める事項

1 本契約における定義を以下のとおりとします。

(1) 休日等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日を休日等とします。

場合には、当社が請求情報および支払方法を書面、電磁的方法ほか当社が適切と判断する方法を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払う方法によりお振込みいただきます。また、この時、お振込手数料はお客さまのご負担となります。当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

40. 電気需給契約の変更

(1)お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、当社との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

(2)(1)の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。

なお、当社は、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付によりお客さまにお知らせいたします。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

別紙 1

本契約における定義その他定める事項

~~1 本契約における定義を以下のとおりとします。~~

~~(1) 休日等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日を休日等とします。~~

(2) 昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、休日等に定める日の該当する時間を除きます。

(3) 夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 平日 休日等に定める日を除く日とします。

(5) ピーク時間 夏季の午後1時から午後4時までの時間をいいます。

(6) 契約電力

① 契約電力が500キロワット以上の場合(協議制) 契約電力は使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

② 契約電力が500キロワット未満の場合(実量制) 各月の契約電力は、原則として(契約変更等の異動等がない場合)その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

③ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を①によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、②によって定めます。

2 料金等のお支払のための金融機関の該当口座

電気の供給開始に先立ち、お客さまには電気料金等のお支払のために、三菱UFJファクター株式会社のマルチバンク口座振替サービスにお申いただけます。このお申込においてお客さまが指定する口座を電気需給約款における金融機関の該当口座といたします。

なお、マルチバンク口座振替サービスのお申込が三菱UFJファクター株式会社にて受理されたことが確認できない時は、電気需給契約の締結をお断りすること、または当社が電気需給契約を解約することが

~~(2) 昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、休日等に定める日の該当する時間を除きます。~~

~~(3) 夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。~~

~~(4) 平日 休日等に定める日を除く日とします。~~

~~(5) ピーク時間 夏季の午後1時から午後4時までの時間をいいます。~~

~~(6) 契約電力~~

~~① 契約電力が500キロワット以上の場合(協議制) 契約電力は使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~② 契約電力が500キロワット未満の場合(実量制) 各月の契約電力は、原則として(契約変更等の異動等がない場合)その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。~~

~~③ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を①によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、②によって定めます。~~

料金等のお支払のための金融機関の該当口座

電気の供給開始に先立ち、お客さまには電気料金等のお支払のために、三菱UFJファクター株式会社のマルチバンク口座振替サービスにお申いただけます。このお申込においてお客さまが指定する口座を電気需給約款における金融機関の該当口座といたします。

なお、マルチバンク口座振替サービスのお申込が三菱UFJファクター株式会社にて受理されたことが確認できない時は、電気需給契約の締結をお断りすること、または当社が電気需給契約を解約することが

できるものとします。

別表1 燃料費調整

二 燃料費調整額

(3)燃料費調整単価算定諸元表

東京電力管内

特別高圧 係数 α 0.0048

係数 β 0.3759

係数 γ 0.6725

基準燃料価格 57,500 円

基準単価 20 銭 1 厘

高圧 係数 α 0.0048

係数 β 0.3759

係数 γ 0.6725

基準燃料価格 57,500 円

基準単価 20 銭 7 厘

中国電力管内

特別高圧 係数 α 0.0406

係数 β 0.0982

係数 γ 1.2015

基準燃料価格 75,400 円

基準単価 20 銭 0 厘

高圧 係数 α 0.0406

係数 β 0.0982

係数 γ 1.2015

基準燃料価格 75,400 円

基準単価 20 銭 5 厘

できるものとします。

別表1 燃料費調整

二 燃料費調整額

(3)燃料費調整単価算定諸元表

東京電力管内

特別高圧 係数 α 0.0030

係数 β 0.3489

係数 γ 0.7318

基準燃料価格 49,800 円

基準単価 22 銭 6 厘

高圧 係数 α 0.0030

係数 β 0.3489

係数 γ 0.7318

基準燃料価格 49,800 円

基準単価 23 銭 1 厘

中国電力管内

特別高圧 係数 α 0.0406

係数 β 0.0982

係数 γ 1.2015

基準燃料価格 41,900 円

基準単価 17 銭 4 厘

高圧 係数 α 0.0406

係数 β 0.0982

係数 γ 1.2015

基準燃料価格 41,900 円

基準単価 17 銭 7 厘